7　この省令で「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センター、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。

第二条第八項を削る。

第五条第一項中「（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）」を削る。

第八条第九項中「センター長」を「地域センター等の長」に改める。

第十二条第一項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改め、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「センター長」を「地域センター等（取りまとめ地域センター等を除く。）の長」に改め、同条第三項中「センター長は、前項」を「地域センター等の長は、前二項」に改める。

第十三条及び第十四条中「センター長」を「地域センター等の長」に改める。

第十五条第一項中「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第二項中「提出された」を「送付された」に、「電磁的記録を」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的記録を送付しようとするときは、電子情報処理組織を使用しなければならない。

第十五条第三項中「センター長」を「地域センター等の長」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第十六条中「提出された」を「送付された」に、「地方農政事務所長等」を「地域センター等の長」に改める。

第十八条第一項中「提出された」を「送付された」に改め、同条第二項を削る。

（農林業センサス規則の一部改正）

第十一条　農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項及び第八項を次のように改める。

7　この省令で「地域センター等」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあつては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

8　この省令で「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センター、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。

第二条第九項を削る。

第七条第一項中「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第二項中「提出された」を「送付された」に改める。

第八条中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改める。

第十一条第二項中「者に対して第六条第三項」を「者に対して同項」に改める。

第十二条第七項中「センター長」を「地域センター等の長」に改め、同条第八項中「センター長」を「地域センター等の長」に改める。

第十六条第一項中「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第二項中「提出された」を「送付された」に、「基づき」を「基づき、」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第三項中「提出された」を「送付された」に、「当該提出」を「当該送付」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第四項中「提出された」を「送付された」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第五項中「センター長」を「地域センター等の長」に、「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第六項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「提出された」を「送付された」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方農政局の地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第十七条第一項及び第二項中「提出された」を「送付された」に改め、同条第三項中「地方農政事務所長等」を「地域センター等の長」に改める。

第十九条第一項中「提出された」を「送付された」に改める。

（牛乳乳製品統計調査規則の一部改正）

第十二条　牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項から第十項までを次のように改める。

8　この省令において「実査機関」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあつては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

9　この省令において「取りまとめ地域センター」とは、都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センターをいう。

10　この省令において「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては取りまとめ地域センター、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。

第十条第二項中「センター長」を「実査機関の長」に改める。

第十二条第二項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同条第三項中「提出」を「送付」に改める。

第十四条第一項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出された基礎調査」を「送付された基礎調査」に改め、「「基礎調査票」という。）の内容を」の下に「収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、」を加え、「送付するとともに、同項の規定により提出された月別調査に係る調査票（以下「月別調査票」という。）の内容を電子情報処理組織を使用して地方農政事務所長等に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地方農政局の地域センターの長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長が送付しようとするときは、それぞれ地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長を経由して行わなければならない。

第十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「提出された」を「送付された」に、「結果を」を「結果並びに」に、「とともに」を「を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあつては、第十二条第二項の規定により取りまとめ地域センター等の長に送付された月別調査票の内容を含む。）」を加え、「結果を」を「結果及び」に、「とともに」を「を収録した電磁的記録を作成し」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、取りまとめ地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。